

日本学生支援機構給付奨学金「適格認定（家計）」について

日本学生支援機構給付奨学金は、毎年（10月）、奨学生本人及び生計維持者の経済状況（4月在籍報告等及びマイナンバーにより取得した所得等情報及び申告された資産額）に基づき、支援区分の見直し（適格認定（家計））が行われます。（[日本学生支援機構 HP](#) 参照）

1. 支援区分の見直し結果の確認方法

9月4日（水）から順次、[スカラネット・パーソナル](#)にて確認できます。

※「奨学生番号ごとの詳細情報」画面＞支援区分適用履歴から確認してください。

※支援区分欄に「Ⅰ（満額）～Ⅳ（1/4）」の表示があり、資産基準を満たしている場合のみ、2024年10月以降の支援対象となります。資産基準を満たしていない場合は「支援対象外（停止）」となります。

※支援区分欄に支援区分の表示がない場合は、支援区分見直しが終了していません。随時更新されますので、日を置いて確認してください。

2. 後学期の授業料免除申請について

支援対象となる人は、後学期の授業料免除の継続申請が必要です。[大学 HP](#)で申請要項を確認し期限内に必要な書類を提出してください。[9/24 期限]

3. 支援対象外となった方または支援額が下がった方への支援

家計に急変が生じている場合

- ・給付奨学金の家計急変事由に該当している場合は、家計急変としての申請が可能です。
→詳細は[こちら](#)をご確認ください。
- ・貸与奨学金の家計急変事由に該当しており、第一種奨学生でない場合は、緊急採用（第一種奨学金）の申請が可能です。
- ・貸与奨学金の家計急変事由に該当しており、第二種奨学生でない場合は、応急採用（第二種奨学金）の申請が可能です。
→希望する人は、学生支援・社会連携課経済支援係までご相談ください。

第一種奨学金を受けている場合

- ・給付奨学金が支援対象外となった場合、第一種奨学金は併給調整による制限を受けません。
→詳細は[こちら](#)をご確認ください。
- ・選択月額によっては、貸与月額を増額できる場合があります。
→希望する人は、学生支援・社会連携課経済支援係までご相談ください。

第二種奨学金を受けている場合

- ・貸与月額の増額が可能です（既に最高月額を選択している人を除く）。
→希望する人は、学生支援・社会連携課経済支援係までご相談ください。

家計に急変が生じておらず、給付奨学金のみを受けている場合

- ・第一種奨学金および第二種奨学金（秋募集（二次採用））の申請が可能です。[10/13 期限（予定）]
→詳細は[こちら](#)をご確認ください。（令和5年度分は9月中下旬に掲載予定）

<お問い合わせ先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地
京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係（3号館1階）
TEL：075-724-7143（平日8：30～17：00）
E-MAIL：shogaku@jim.kit.ac.jp